

泡消火剤の型式承認試験基準

製品試験					
試験方法			判定基準		備考
1		重量及び容量計測	1		
	1	消火剤が内外筒剤とも粉末状態の時の重量及び溶剤溶解したときの容量を計測する。		1	船舶消防設備規則による。
2		内外筒剤の成分分析測定	2		仕様書どおりであり、人体に有害なガスを発生することがないこと。
3		見掛け比重	3		
	1	内外筒薬剤とも粉末状態において各 100 g を採取し、比重測定器により計測する。		1	同上
4		外筒剤のPH値測定	4		
	1	溶解後の外筒薬によりPH値を測定する。		1	同上
5		水溶性試験	5		
	1	消火器に充てん状態の内外筒薬液 100cc.を採取して、遠心分離器により不溶解分を測定する。		1	1% (重量) 以下であること。
6		温度試験	6		

	1	前記の内外筒薬液を 30℃、湿度 80%の恒温槽内に 1 週間放置した後、変質の有無について調べる。		1	変質しないこと。	
7	1	発泡試験 前記温度試験終了後の内外筒薬液をメスシリンダー内にて仕様書に規定する混合比で直ちに混合発泡させ、泡の発生量及び 30 分後の泡の減少量を計測する。	7	1	減少量が 25%以下であること。	
8	1	容器 消火剤が粉末状態で格納されている時の容器の寸法、重量及び使用材料を確認する。	8	1	仕様書どおりであること。	